

野々市市 形態制限一覧(用途地域ごとの基本的形態制限)

令和4年4月1日現在

	容積率(%)	建ぺい率(%)	外壁等の後退距離(m)	絶対高さ制限(m)	斜線制限						日影規制(※4)						
					道路		隣地		北側		対象建築物	平均地盤面からの高さ(m)	時間(hr):(に)欄(2)				
					適用距離(m)	勾配	立上り(m)	勾配	立上り(m)	勾配			5m<敷地境界線からの水平距離≤10m	敷地境界線からの水平距離>10m			
第1種低層住居専用地域	80	50	隣地境界線より1.0m(野々市市建築開発指導要綱)(※1) ※2、3	10	20	1.25/1	制限なし		5	1.25/1	軒高>7m 又は 地上階数≥3	1.5	4	2.5			
中高層住居専用地域(第1種、2種)	200	60					20	1.25/1	20	1.25/1	制限なし	制限なし			建築物高さ>10m	4	5
御経塚第二地区計画(G地区)	※3																
住居地域(第1、2種、準住居)	200	60					制限なし ※3	20	1.5/1	31	2.5/1	制限なし	制限なし	建築物高さ>10m	4	5	3
近隣商業地域	200 300	80															
準工業地域	200	60					隣地境界線より1.0m(野々市市建築開発指導要綱)(※1) ※2、3	制限なし	20	1.25/1	20	1.25/1	※3	制限なし	建築物高さ>10m	4	5
市街化調整区域	下記2地区以外	200	60														
	清金団地(清金3丁目地内)	200	70														
末松ガーデンアイル	80	50	※2、3	※3	※3	※3	※3	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし				

※1 ただし、隣地所有者の同意のあるときはこの限りではありません。

※2 外壁等から河川及び水路(管理堤を含む。)の境界線までの距離を50cm以上確保してください(野々市市建築開発指導要綱)。

※3 地区計画の区域内においては、上表以外の形態制限があります。また、届出が必要です(地区計画については都市整備課(TEL:076-227-6091)までお問い合わせください)。

※4 野々市市建築基準条例第14条による。